

## 秩父市森林整備事業実施に係る協定書

事業実施主体（以下「甲」という。）と森林所有者 \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲が秩父市森林整備事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の対象とする森林）

第1条 協定の対象とする森林は、甲が事業を計画し、乙が所有する森林（別紙）とする。

（協定の期間）

第2条 本協定の期間は、次のとおりとする。

令和 年 月 日 から 令和 年 3月31日

（事業の実施）

第3条 本事業は、甲が計画する秩父市森林整備事業（〇〇〇事業）【※交付要綱第4条の該当補助対象事業名を記載。】とし、甲が実施するものとする。

（適切な森林管理）

第4条 乙は、協定対象森林の適切な管理に努めるものとする。

（事業実施後の維持管理）

第5条 甲が行う事業実施後の通常の維持管理は、乙が行うものとする。

2 乙は、協定期間内においては、協定対象森林の皆伐は行わないものとする。

（森林ボランティアの受け入れ）

第6条 乙は、協定期間内において、地域住民、企業、ボランティア等から協定対象森林の手入れについて協働の希望があった場合は、この受け入れに努めるものとする。

（森林空間の利活用）

第7条 乙は、市民の憩いの場として協定対象森林の全部又はその一部の開放に努めるものとする。

（協定書の継承）

第8条 乙は、協定の対象とする森林を譲渡するときは、本協定の定める事項を継承させるものとする。

（その他）

第9条 この協定書の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときには、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

住所

甲

氏名

印

住所

乙

氏名

印

